貨物自動車運送事業法第 24 条 3 及び貨物自動車運送事業規則第 2 条の 8 に基づき、当社の「輸送の安全」に係る事項を下記の通り公表する。

令和 8 年 6 月 30 日
北海道西濃運輸株式会社

１．輸送の安全に関する基本的な方針・目標及びその達成状況

①基本方針

「物流を超えて、お客様に喜んで頂ける最高のサービスを常に提供し、国家社会に貢献する企業市民として常に交通安全に心がけ、環境問題にも積極的に取組む姿勢を基本とする」

②目標

「全員に対する継続的かつ計画的な指導並びに安全活動の実施」

③達成状況 令和 7 年度（3 月末現在）

※11 事業所、人に対する指導の実施

２．事故に対する統計（自動車事故報告規則に規程する事故）

※令和 7 年度（0 件）

３．輸送の安全のために講じた措置及び講じようとした措置

①事故ゼロ運動「カンガルー運動の展開」で安全指導実施

②年間（上期・下期）安全指導計画策定と安全推進委員を任命、月々の安全活動と事故防止実施

③事業所単位に安全講習会を開催し事故防止実施

④「安全運転の誓い受講シート」へ安全運転と事故防止を誓うサイン実施

⑤対面点呼時、アルコール検知器による検査と免許証確認による安全指導実施

４．輸送の安全に係る伝達体制とその他の組織体制

※事故発生時、社内所定の報告書による本社業務部への連絡とその情報については電子帳票にて各事業所へ配信、安全教材として事故防止指導実施

※道路・気象情報等、電子帳票による安全啓発と事故防止指導実施

※組織体制は安全管理規程に記載

５．輸送の安全に関する教育及び研修計画

①新入社員基礎研修

②事故再発防止研修

③エコドライブ推進

6．輸送の安全に係る内部監査の結果とそれに基づき講じた措置と講じようとする措置内容

①内部監査の実施状況 令和7年度（3月現在）

※対象事業所11（通常監査7年度実施、8年度計画）

②結果に対する処置

※該当無し

7．安全統括者　常務執行役員　佐藤　孝幸